

2 港利用航路・貨物誘致事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 府は、堺泉北港及び大阪港を利用するコンテナ航路を誘致し、「大阪“みなと”」の競争力を強化するため、予算の定めるところにより、堺泉北港におけるコンテナ取扱量の増加に資する事業に対し、2港利用航路・貨物誘致事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- 一 定期航路 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第3項に規定する定期航路事業として、同法第19条の5の規定により届出られた航路をいう。

(補助事業者等)

第3条 補助事業者は次のとおりとする。

- 一 堺泉北港において、新たに定期航路を開設した事業者
 - 二 現に堺泉北港において定期航路を就航している事業者で、増便を行った事業者
 - 三 堺泉北港に年間10隻（月1隻程度の頻度）以上寄港する船舶を運航し、増便を行った事業者
- 2 前項各号に規定する事業者のうち、次の各号に規定する要件を満たす場合のみ補助の対象とする。
- 一 堺泉北港及び大阪港の2港に寄港するものであること
 - 二 コンテナの輸送を目的とした船舶であること
- 3 補助対象事業は、第7条の規定による交付決定を受けた年度における堺泉北港でのコンテナ取扱量を対前年度同期間比で増加させることとする。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、第7条の規定による交付決定を行った年度内で、知事が定める期間とする。

(補助金の交付限度額)

第5条 補助金の交付限度額は、新たな航路の開設又は増便によって第4条に規定する補助対象期間において対前年同期間比で増加する入港料の額（大阪府入港料条例（昭和52年大阪府条例第12号）第4条の規定により減額又は免除された額を除く。）を上限とし、会計年度ごとに、増加したコンテナ取扱量に応じて予算の範囲内において交付する。ただし、補助金は規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付する。

- 2 補助金の額は、次に定めるところにより算定する。

- 一 対前年度同期間比で増加したコンテナ取扱量 1 TEUにつき2,000円

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第4条第1項の申請は、会計年度ごとに補助金交付申請書(様式第1号の1)を知事に提出することにより行わなければならない。

2 前項の申請書は、知事が定める期日までに提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項よる補助金交付申請書を提出するにあたっては、当該申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一 要件確認申立書(様式第1号の2)

二 暴力団等審査情報(様式第1号の3)

三 就航する船舶の延長、総トン数その他の当該船舶の諸元が確認できる書類

四 申請年度及びその前年におけるコンテナ取扱量(様式第1号の4)

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更・中止等)

第8条 規則第6条第1号の規定による知事の定める軽微な変更は、増加する入港料の額の20%を超えない額の変更とする。

2 規則第6条第2号の規定による知事の定める軽微な変更は、海上運送法第19条の5の規定により届け出られた内容のうち、補助金の算定に影響を及ぼす変更を伴わない変更とする。

3 規則第6条第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする者は、事業変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項に基づく申請があったときは、当該申請に係る書類等により、当該申請の内容を審査し、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更を承認すべきと認めるときは、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更を承認し、事業変更承認通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

5 規則第6条第3号の規定により知事の承認を受けようとする者は、事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

6 知事は、前項に基づく申請があったときは、当該申請に係る書類等により、当該申請の内容を審査し、補助事業を中止し、又は廃止することを承認すべきことを認めるときは、補助事業を中止し、又は廃止することを承認し、事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請の取下げ)

第9条 補助金の交付を申請した補助事業者は、第7条の規定による通知を受けとった日から起算して30日以内に限り、補助金交付申請取下申請書（様式第7号）を知事に提出することにより、当該申請を取下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第10条 知事は、規則第8条第1項又は第15条第1項若しくは第2項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、規則第8条第1項の規定により、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件を変更したときは、補助金交付決定変更通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、航路開設等を行った後又は第7条の規定により補助金の交付決定を受けた後、四半期ごとに、当該期間におけるコンテナ取扱の状況について、補助事業進捗報告書（様式第10号）により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、第4条に規定する補助対象期間が終了したときは、その日から30日以内に補助事業実績報告書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、前2項の規定により報告されたコンテナ取扱の状況のうち、知事が別途指定する期間におけるコンテナ取扱の実績が証明できる資料を提出しなければならない。

4 第1項及び第2項掲げる場合のほか、規則第10条の規定に基づき取扱貨物の状況等について報告を求めた場合は、補助事業者は、第1項の例により知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、前条第2項の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第12号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

年 月 日

大阪府知事 様

住 所

会 社 名

代表者職・氏名

2 港利用航路・貨物誘致事業補助金交付申請書

_____年度において、標記の補助金を下記のとおり受けたいので、大阪府補助金交付規則第4条及び2港利用航路・貨物誘致事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助事業の内容及び目的	
（「定期航路」の場合） 新規航路開設等による 第1船の入港日及び 補助事業の完了予定期日	年 月 日 ～ 年 月 日 ※「定期航路」でない場合は記入不要（第4条の規定による）
交付を受けようとする 補助金の額	※増加が見込まれる入港料の額が上限 金 円
補助事業の経費の配分 及び使用方法	
補助事業の経費のうち、 補助金によって賄われる 部分以外に関する事項	・負担者： ・負担額： ・負担方法：
添付書類	1) 要件確認申立書（様式第1号の2） 2) 暴力団等審査情報（様式第1号の3） 3) 就航する船舶の延長、総トン数等諸元が確認できる資料 4) 申請年度及びその前年におけるコンテナ取扱量（様式第1号の4） 5) 補助金の振込先口座がわかる資料（参考様式1）

要件確認申立書

大阪府知事 様

私（当団体）は、大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、2港利用航路・貨物誘致事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記の内容について申立てます。

記

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

申 立 事 項		
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団 、同法第2条第6号に規定する 暴力団員 、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する 暴力団密接関係者 である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい・いいえ
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団 又は 暴力団員 を利用するなどしている。	はい・いいえ
3	暴力団 又は 暴力団員 に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に 暴力団 の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ
4	暴力団 又は 暴力団員 であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ
5	暴力団 又は 暴力団員 と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ
6	（事業者においては、）次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同様以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者	はい・いいえ
7	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ

9	規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	はい・いいえ
10	間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。	はい・いいえ
11	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。	はい・いいえ

※「1」～「8」で「はい」に「○」を付けた場合及び「9」～「11」で「いいえ」に「○」を付けた場合は、補助金の支給を受けることはできません。

年 月 日

住所（所在地）_____

名称（団体名）_____

氏名（代表者）_____

暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、2港利用航路・貨物誘致事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

	氏名		生年月日				性別	住所（所在地）
	加(半角)	漢字	元号	年	月	日		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

※役員数に応じ、適宜、行を追加すること。

※役員の変更による報告の場合は、変更した者のみにつき記載すること。

※氏名のカナは姓と名の間は半角スペースとし、漢字は姓と名の間は全角スペースとすること。

※生年月日の元号は、西暦は和暦に直し、明治は「M」、大正は「T」、昭和は「S」、平成は「H」と記載すること。

※生年月日は半角数字を用い、一の位の1から9の数字については頭に「0」を付加（「01」～「09」）すること。

※性別は男性は「M」、女性は「F」と記載すること。

年 月 日

住所（所在地）

名称（団体名）

氏名（代表者）

様式第1号の4（第6条第3項関係）

申請年度及びその前年におけるコンテナ取扱量

1. 申請年度におけるコンテナ取扱量（計画）

		コンテナ取扱量
年	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
年	1月	
	2月	
	3月	
合計		

2. 申請年度の前年における取扱貨物量（実績）

		コンテナ取扱量
年	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
年	1月	
	2月	
	3月	
合計		

様式第2号（第7条関係）

大阪府指令府港第 号

様

2 港利用航路・貨物誘致事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金は、大阪府補助金交付規則及び2港利用航路・貨物誘致事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付します。

年 月 日

大阪府知事

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 この補助金の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。
- 3 補助金の交付条件
 - (1) 次のいずれかに該当する場合は知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業に要する経費の配分又は内容の変更（2港利用航路・貨物誘致事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項及び第2項に規定する変更を除く。）をする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止する場合
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない又は補助事業の遂行が困難となった場合においては速やかに知事に報告すること。
 - (3) 要綱及び関係法令に従うこと。
 - (4) 要綱第11条の規定に基づき、実績報告を行うこと。

年 月 日

大阪府知事 様

住 所

会 社 名

代表者職・氏名

2 港利用航路・貨物誘致事業補助金補助事業変更承認申請書

年度において2港航路・貨物誘致事業補助金の交付の決定を受けましたが、補助事業に要する経費の配分（補助事業の内容）の変更の承認を受けたいので、2港利用航路・貨物誘致事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業変更内容

変更後	変更前

2. 変更の理由

3. 補助金交付申請額

変更申請額	交付決定額

様式第4号（第8条第4項関係）

大阪府指令府港第 号

様

2港利用航路・貨物誘致事業補助金補助事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった2港利用航路・貨物誘致事業補助金の補助事業に要する経費の配分（補助事業の内容、補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容）の変更を承認します。

年 月 日

大阪府知事

年 月 日

大阪府知事 様

住 所

会 社 名

代表者職・氏名

2 港利用航路・貨物誘致事業補助金補助事業中止（廃止）承認申請書

年度において、標記補助金の交付の決定を受けましたが、補助事業の中止（廃止）の承認を受けたいので、2 港利用航路・貨物誘致事業補助金交付要綱第8条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 事業中止（廃止）日

2. 中止（廃止）の理由

様式第6号（第8条第6項関係）

大阪府指令府港第 号

様

2港利用航路・貨物誘致事業補助金補助事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった2港利用航路・貨物誘致事業補助金補助事業の中止（廃止）を承認します。

年 月 日

大阪府知事

様式第7号（第9条第1項関係）

年 月 日

大阪府知事 様

住 所

会 社 名

代表者職・氏名

2 港利用航路・貨物誘致事業補助金交付申請取下申請書

年 月 日付け大阪府指令府港第 号により交付決定の通知があった標記補助金の申請を下記のとおり取下げたいので、2 港利用航路・貨物誘致事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1 申請を取下げ理由

様式第 8 号（第10条第 1 項関係）

大阪府達府港第 号

様

2 港利用航路・貨物誘致事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け大阪府指令府港第 号で交付の決定をした 2 港利用航路・貨物誘致事業補助金は、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号）第 8 条第 1 項（第15条第 1 項、第15条第 2 項）の規定により、下記のとおり交付の決定の全部（一部）を取消します。

年 月 日

大阪府知事

記

1	補助金交付決定額	金	円
2	補助金交付決定取消額	金	円

様式第9号（第10条第2項関係）

大阪府達府港第 号

様

2 港利用航路・貨物誘致事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け大阪府指令府港第 号で交付の決定をした2港利用航路・貨物誘致事業補助金については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号）第8条第1項の規定により、下記のとおり変更します。

年 月 日

大阪府知事

記

1 変更する内容

2 変更する条件

様式第10号（第11条第1項関係）

年 月 日

大阪府知事 様

住 所

会 社 名

代表者職・氏名

2 港利用航路・貨物誘致事業補助金補助事業進捗報告書

年度において補助金の交付の決定を受けた事業について、2 港利用航路・貨物誘致事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

報告対象期間	年 月 ～ 年 月
コンテナ取扱量	
前年度における コンテナ取扱量	

※様式第10号別紙「補助事業進捗報告書（月別内訳）」を添付すること。

※別途指定する期間における取扱貨物の実績を証明できる資料を提出すること。

様式第11号（第11条第2項関係）

年 月 日

大阪府知事 様

住 所

会 社 名

代表者職・氏名

2 港利用航路・貨物誘致事業補助金補助事業実績報告書

年度において補助金の交付を受けた事業について、2 港利用航路・貨物誘致事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日
補助対象期間における コンテナ取扱量（実績）	
前年度同期間における コンテナ取扱量	
補助対象貨物量	
補助金請求予定額	金 円

※様式第11号別紙「補助事業実績報告書（月別内訳）」を添付すること。

※別途指示する期間におけるコンテナ取扱量の実績を証明できる資料を提出すること。

(参考様式1)

年 月 日

大阪府知事 様

住 所

会 社 名

代表者職・氏名

2 港利用航路・貨物誘致事業補助金の振込先について(依頼)

標記補助金の振込先については、下記のとおりとしてください。

振 込 先	金 融 機 関 名		預金種別	口座番号						
	銀行 店		1 普通 2 当座 3 その他							
	フリガナ 口座名義人									

- ※ 口座名義人のフリガナは、通帳に記載されているカタカナ表記を記載ください。
- ※ 法人種別について、漢字表記とフリガナが異なる場合がありますのでご留意願います。
- ※ 振込不能を防ぐため、通帳の表紙等（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できる部分）の写しを一緒に提出して下さい。
- ※ 本様式の提出後、振込先の変更を希望する場合は、その都度提出して下さい。

(参考様式2)

年 月 日

大阪府知事 様

住 所
会 社 名
代表者職・氏名

2 港利用航路・貨物誘致事業補助金交付請求書

年 月 日付け大阪府指令府港第 号で通知のありました補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先金融機関

振 込 先	金 融 機 関 名		預金種別	口座番号						
		銀行	店	1 普通 2 当座 3 その他						
	フリガナ 口座名義人									